

2024年12月10日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

＜ゴールド・インカムプラス＞の設定

SOMPOアセットマネジメント株式会社（代表取締役社長：小嶋信弘）は、「ゴールド・インカムプラス（以下「当ファンド」）」を2024年12月26日に設定いたします。

「ゴールド・インカムプラス」は、実質的に米国国債および金（金先物）にそれぞれ100%ずつ、合計でおよそ200%の投資を行います。

米国国債および金は日本株式や米国株式等と値動きやリスク特性が異なるため、あわせ持ちいただくことで分散投資のメリットが期待されます。

本件に関するお問合せ

SOMPOアセットマネジメント株式会社 リテール営業部 電話番号 0120-69-5432

受付時間：平日※の午前9時～午後5時 ※土曜、日曜、祝日、振替休日、国民の休日を除いた日

＜商品分類・属性区分＞

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合(債券 (その他債券))))	年2回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義につきましては、

一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

● ファンドの目的

インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

● ファンドの特色

1

米国国債および金※を投資対象とする「ゴールド・インカムプラス戦略」のパフォーマンスに連動する投資成果を目指します。

※原則として金先物の価格を参照

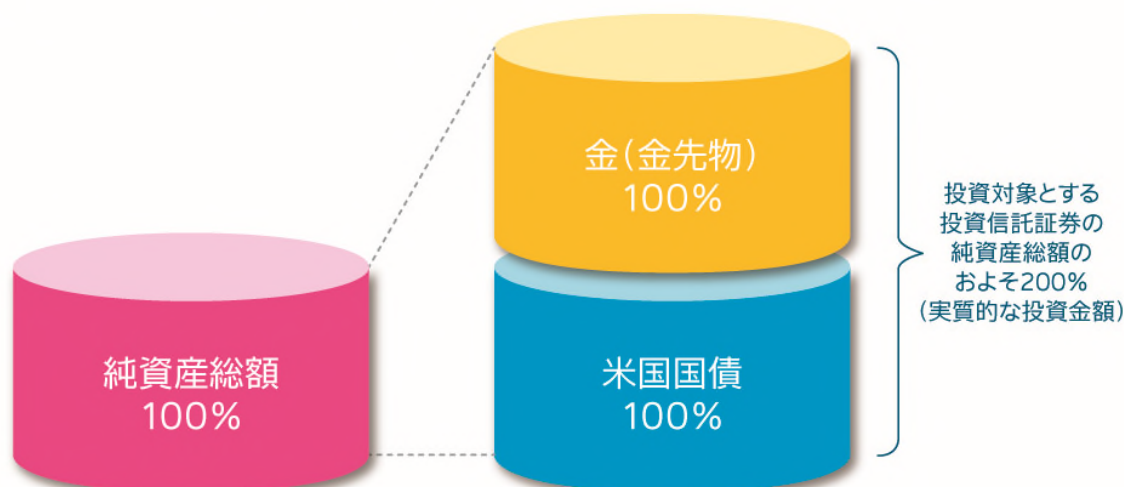
● ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

- ・「ゴールド・インカムプラスファンド（適格機関投資家向け）」および「SOMPOマネー・ポートフォリオ・マザーファンド」を主要投資対象とします。原則として、「ゴールド・インカムプラスファンド（適格機関投資家向け）」への投資比率を高位に保つことを基本とします。
- ・「ゴールド・インカムプラスファンド（適格機関投資家向け）」は、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（英国パークレイズ銀行）が提供する「ゴールド・インカムプラス戦略」のパフォーマンスに連動する担保付パフォーマンス連動債券（米ドル建て）へ投資します。

● 「ゴールド・インカムプラス戦略」とは

- ・レバレッジを利用することにより、原則として米国国債と金にそれぞれ100%ずつ投資し、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の純資産総額に対して、合計でおよそ200%の投資効果を楽しめます。そのため、レバレッジを利用しない場合に比べて、多額の損失が発生する場合があります。
- ・各投資対象の構成比率が概ね互いに等しい割合となるように月次でリバランスを行います。

＜「ゴールド・インカムプラス戦略」のイメージ図＞



※米ドル／円の為替リスクは純資産総額のおよそ100%部分にかかります。

※上記は「ゴールド・インカムプラス戦略」のイメージをご紹介したものであり、当戦略の仕組み全てを網羅するものではありません。

I. バークレイズについて

バークレイズは、英国を本拠とし、世界中で個人向け銀行業務や各種支払いサービスを提供するほか、フルサービスの法人向け銀行業務および投資銀行業務を提供する金融機関です。

II. バークレイズ・バンク・ピーエルシーについて

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、持ち株会社バークレイズ・ピーエルシーの完全子会社です。バークレイズ・バンク・ピーエルシーの主要な事業は“コーポレート・アンド・インベストメント・バンク”および“コンシューマー・カード・アンド・ペイメント”により構成されます。

・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

ホールセール・バンキング商品およびサービスを法人および機関投資家に対して提供しています。

・コンシューマー・カード・アンド・ペイメント

独自ブランドおよび提携ブランドによる消費者向けクレジットカード、貸付の提供、プライベートバンク事業、投資サービスおよび資産管理サービス等の提供を行っています。

III. バークレイズ・バンク・ピーエルシーの格付け

格付投資情報センター(R&I):A+

※2024年9月末時点

※発行体格付を使用

2

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主要投資対象の投資信託証券の概要

名 称	ゴールド・インカムプラスファンド(適格機関投資家向け)
形 態	国内籍私募投資信託(円建て)
主 な 投 資 対 象	担保付パフォーマンス連動債券(米ドル建て)(以下、「連動債券」といいます。)を主要投資対象とします。
運用の基本方針	・連動債券への投資を通じて、パークレイズ・バンク・ピーエルシー(英国パークレイズ銀行)が提供する「ゴールド・インカムプラス戦略」のパフォーマンスに連動する投資成果を目指します。 ・「ゴールド・インカムプラス戦略」は、米国国債ポートフォリオおよび金*を投資対象とします。当戦略は原則として米国国債ポートフォリオと金にそれぞれ100%ずつ、計200%のエクスポージャーを取得します。各投資対象の構成比率が概ね互いに等しい割合となるように定期的にリバランスを行います。 *戦略内における金のエクスポージャーについては原則としてニューヨーク商品取引所(COMEX)上場の金先物の価格を参照します。 ・原則として、連動債券の組入比率を高位に保ちます。この他にオンバランスでは米ドル建ての短期金融資産に投資を行う場合があります。 ・外貨建て資産への投資に当たっては、対円での為替ヘッジを行いません。 ・取引見通しや市況動向等に応じて、「ゴールド・インカムプラス戦略」の提供のために、ETF、先物、スワップ取引、国債等に投資する場合があります。 ・市場動向や当ファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主 な 投 資 制 限	・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・株式への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。 ・投資信託証券(上場投資信託を除きます。)への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
決 算 日	原則、5月、11月の各25日(休業日の場合は翌営業日)

信 託 報 酬 等	純資産総額に対して年率0.143% (税抜0.13%) ※上記の信託報酬等は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほか、以下の費用がかかります。 各項目について消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)がかかる場合には、当該消費税等を含みます。その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 ■ 参照戦略の管理費用(年率0.10%) ■ 参照戦略が内包する資産の取引コストおよびリバランスコスト ■ ファンド監査費用 ■ 有価証券取引に伴う手数料等(売買委託手数料、保管手数料等) ■ 法令で定める価格等調査にかかる費用 ■ 信託財産に関する租税 ■ 信託事務の処理等に要する諸費用 ■ 受託者の立替えた立替金の利息、現金担保を受け入れた場合の利息等
申込・解約手数料	ありません。
委 託 会 社	パークレイズ投信投資顧問株式会社

※ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

名 称	S O M P O マネー・ポートフォリオ・マザーファンド
形 態	国内籍親投資信託(円建て)
運用の基本方針	わが国の公社債等(残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券)に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主 な 投 資 制 限	・ 株式への投資は、転換社債の転換及び転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものに限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・ 外貨建資産への投資は行いません。 ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
設 定 日	2021年2月26日
信 託 期 間	無期限
決 算 日	原則として、毎年3月8日
信 託 報 酬 等	ありません。
申込・解約手数料	ありません。
委 託 会 社	S O M P O アセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	野村信託銀行株式会社

● 基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

☒ 価格変動リスク	公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。 一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。金の価格は、金の需給関係や為替、金利の変動など様々な要因により大きく変動します。金の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
☒ レバレッジリスク	「ゴールド・インカムプラス戦略」を通じて、投資する投資信託証券の純資産総額に対しておよそ200%（米国国債100%、金100%。）程度の各資産の価格変動の影響を受けます。そのため、レバレッジを利用しない場合に比べて、多額の損失が発生する場合があります。ただし、米ドル/円の為替リスクは純資産相当額のおよそ100%部分にかかります。
☒ 為替変動リスク	外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。 為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
☒ 信用リスク	当ファンドが投資信託証券を通じて投資する担保付パフォーマンス連動債券（米ドル建て）は、債券発行体の信用リスク等の影響を受けます。当該債券発行体の倒産や債務不履行等により、当ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。 公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。実質的に組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

☑ 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

● その他の留意点

- クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

● リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策等を策定しています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、担当役員が監督し、管理状況およびその有効性等については、定期的に社内委員会に報告されます。

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購 入 価 額	当初自己設定 1口あたり1円 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換 金 価 額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止（解約申込が一部受付となった場合を含みます。）ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等※その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合等をいいます。以下同じ。
申 込 不 可 日	<申込日もしくは申込日の翌営業日が以下の日に該当する場合> ● ニューヨーク、ロンドンの銀行の休業日 ● ニューヨーク商品取引所（COMEX）の休業日 ● 米国国債決済不可日（アーリー・クローズに該当する日を含みます）
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※受付時間については販売会社により異なる場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購 入 の 申 込 期 間	当初自己設定 2024年12月26日 継続申込期間 2024年12月26日から2026年3月9日まで ※2024年12月26日は申込不可日に該当するため、実質的には2024年12月27日からの申込となります。 ※継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購 入 ・ 換 金 の 申 込 受 付 中 止 及 び 取 消 し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約および換金の停止（申込み・解約が一部受付となった場合を含みます。）ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、および既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。

信 託 期 間	2034年12月11日まで(設定日 2024年12月26日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰 上 償 還	受益権の残存口数が10億口を下回っているとき、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。なお、主要投資対象とする投資信託証券のいずれかが存続しないこととなった場合には、繰上償還となります。
決 算 日	原則、6月、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は、2025年6月10日
収 益 分 配	毎決算時(年2回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。 販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1兆円
公 告	委託会社のホームページ(https://www.sompo-am.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	原則、毎年6月、12月の決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	● 課税上は株式投資信託として取扱われます。 ● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となりますが、当ファンドはNISAの対象ではありません。 ● 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

● ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に 3.3%(税抜3.0%)を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.913%(税抜0.83%) を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬)＝ 運用期間中の基準価額× 信託報酬率
	委託会社 年率0.30%(税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社 年率0.50%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社 年率0.03%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする 投資信託証券 の信託報酬等	年率0.143%(税抜0.13%) ※上記の信託報酬等は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほか、投資対象の投資信託証券を通じて、「ゴールド・インカムプラス戦略」の管理費用(年率0.10%)、当戦略が内包する資産の取引コストおよびリバランスコスト、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)、売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等がかかります。	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等
実質的な 運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して 概ね1.056%(税込・年率)程度 となります。 ※ファンドの運用管理費用(信託報酬)年率0.913%(税抜0.83%)に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等(年率0.143%)を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)は変動します。	
その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ・ 監査費用 ・ 売買委託手数料 ・ 外国における資産の保管等に要する費用 ・ 信託財産に関する租税 等 ※上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	・ 監査費用： 監査法人に支払うファンド 監査にかかる費用 ・ 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売 買仲介人に支払う手数料 ・ 保管費用： 有価証券等の保管等のため に、海外の銀行等に支払う 費用

●当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※当ファンドは少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の対象ではありません。
※法人の場合は上記とは異なります。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2024年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<委託会社・その他関係法人の概況>

委託会社	：	信託財産の運用指図等を行います。 S O M P O アセットマネジメント株式会社
受託会社	：	信託財産の保管・管理等を行います。 野村信託銀行株式会社
販売会社	：	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付等を行います。 西日本シティ TT 証券株式会社 ※2024 年 12 月 27 日より取扱いを開始します。

<ご注意事項>

当資料は、ニュースリリースとしてS O M P O アセットマネジメント株式会社が作成した資料です。したがって、勧誘を目的としたものではありません。また、法令に基づく開示書類ではありません。

当資料に記載されている各事項は、作成時点のものであり、予告なしに変更する場合があります。

投資信託は、主として値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。また、運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。

投資信託の取得のお申込みにあたっては、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）を予め、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りいただき、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みいただいた上、ご自身でご判断ください。なお、投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。